

事前点検シート

計画主体名	兵庫県・神河町		
計画期間 実施期間	H23～H27 H23	総事業費(交付金)	6,795千円(3,397千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地域農産物加工品の販売を目標とし、農林漁業の振興を図っており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	米穀の新用途への利用の促進に関する法律と連携している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	事業主体が在する神河町を通じ、生産製造連携事業計画を策定した。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体及び地元自治会を中心に、神河町の行政、商工会、観光協会が連携した推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該事業は、活性化計画の目標及び事業活性化計画目標を達成するために必要な事業であり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	今後、米粉関連商品への関心の高まりや製品の多様化等から、需要も段階的に増加することが見込まれることから、5年としたものである。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金の額は1/2であり、限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に機器整備するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	米粉製造機器等は耐用年数8年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)に基づき算定
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率は4.69となり、1.0以上である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体である山田営農組合は、生産製造連携事業計画における生産製造連携事業を行う製造事業者であり、また、事業実施のために生産される新規需要米は生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものを基本とし、その対象とする生産者(山田営農組合)の水田面積は10ha以上である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体の山田営農組合は、集落営農組織であり、個人に対する交付ではない。また、当該事業による施設は、生産製造連携事業計画に基づいた施設であるため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣市町に新規用途の米粉を製造する施設はなく、域内消費を想定したものであることから問題ない規模である。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	既存の設備を活用しつつ、新規用途の米粉を生産するための設備を追加するなど利用形態は十分に検討されている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	年間生産数量に対して年間稼働日数、1日当たりの稼働時間から必要な機械規模の算定を行った。また、設置場所は新規の場所ではなく、事業主体の既存施設内であることから周辺住民との重大な問題は起こらないものと考えられる。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	施工実績のある業者から見積もりを徴した上で経費を検討し、事業内容に見合ったものとなり適切である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存施設を活用しており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	安全・安心な製品を製造するために必要不可欠な設備を対象としており、汎用性の高いものは含まれない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品は交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定地は事業主体の地区内にあり、交通の利便性等も問題ない。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	整備予定地は町の所有地であるが、事業主体が指定管理者となる施設である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業主体において適正に計画されている。自己負担分は、事業主体の自己資金を用いる予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業主体は健全な農業経営が行われており、町との指定管理契約に基づき施設管理し、減価償却(資金回収)により更新する。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業主体は健全な農業経営が行われている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。